**千葉市公正入札調査委員会設置要綱**

（趣　旨）

第１条　この要綱は、本市が発注する建設工事並びに建設工事に係る測量、建設コンサルタント及び地質調査業務委託（以下「建設工事等」という。）の入札（見積合せを含む。以下同じ。）の適正を期し、入札談合に関する情報に対し的確かつ迅速な対応を行うため、本市に千葉市公正入札調査委員会（以下「委員会」という。）を設置するものとする。

（調査審議事項）

第２条　委員会においては、建設工事等についての入札談合に関する情報があった場合には、「千葉市公共工事等談合情報対応マニュアル」に則って、次に掲げる事項を調査審議するものとする。

（１）公正取引委員会への通報・事情聴取の実施・入札の延期その他の入札談合に関する情報があった場合の対応

（２）その他入札の公正な執行を妨げるおそれのある場合の対応

（組　織）

第３条　委員会は、資産経営部長を委員長とし、次の各号に掲げる者をもって構成する。

（１）総務部長

（２）財政部長

（３）建築部長

（４）土木部長

（５）下水道施設部長

（６）入札談合に関する情報に係る建設工事等を所掌する部の長

２　委員長に事故があるときは、委員である財政部長がその職務を代理する。

（会　議）

第４条　委員会は、入札談合に関する情報があった場合に、必要に応じて随時会議を開くものとする。ただし、緊急やむを得ない事情があり、会議を開催することができない場合には、委員長は、書類の回議をもって会議に代えることができるものとする。

（事務局）

第５条　委員会の事務局は、財政局資産経営部契約課に置くものとする。

　　附　則

　この要綱は、平成６年７月２０日より施行するものとする。

　　附　則

　この要綱は、平成２３年４月１日から施行する。

附　則

　この要綱は、令和４年４月１日から施行する。